

第3章 各種相談に対する児童委員の対応等

1 各種相談（不登校・養護・非行・障がい等）に対する対応

（1）不登校に関する相談

不登校には、怠学傾向によるもの、発達障害や神経症的なもの、いじめ等の外圧によるもの、家庭環境（金銭問題、介護、家庭内不和）によるものなどがあり、その原因は様々です。

問題解決にはその原因を的確に捉え支援することが大切で、原因の捉え方や支援を間違えると不登校はなお一層深刻となります。

不登校に関する相談があった場合、こどもへの面接、心理検査、医学的検査、生育歴と家庭環境、保護者の養育態度、学校での生活態度等、子どもの生活全般にわたって調査・検査し原因を明らかにすることが重要であり、その支援方法等も原因によって異なることから、市町村、児童相談所等に相談し、支援方法等について助言を受けることが大切です。

（2）養護相談

養護相談には、保護者の死亡、離婚、失踪、病気等によりこどもを家庭で養育することが困難となった場合や保護者の養育放棄や虐待によりこどもを保護者に監護させることが不適切と判断される場合などがあります。

これらは、時として子どもの生命にも関わる事態を引き起こしたり、家庭環境に起因する不登校や非行問題を発生させる原因のひとつとなる場合があります。また、予期せぬ妊娠をし、周囲に相談できないまま一人で出産し、出産直後に乳児を遺棄する事件も発生しています。

こどもにとって不適切な養育環境をすばやく察知し、市町村や児童相談所などに相談するなど速やかな対応が必要となります。

また、状況によっては、児童相談所による乳児院や児童養護施設への入所措置やDV（配偶者からの暴力）被害に遭った母子の一時保護の必要性も考えられることから、市町村、児童相談所、福祉事務所や女性相談支援センターなどと連携を図り、速やかに相談することが必要です。

（3）非行相談

非行は大きく分けて、犯罪行為とぐ犯行為に分けられます。

犯罪行為は、窃盗など刑罰法令に触れる行為であり、ぐ犯行為とは家出や徘徊など犯罪行為ではないが、そのままの状態を放置すれば、罪を犯すおそれのある状況を言います。

犯罪行為について、満14歳未満は「触法少年」として警察から児童相談所等に通告され、児童福祉法により処遇（在宅指導や児童自立支援施設又は児童養護施設への入所等）が行われ、14歳以上は「犯罪少年」として警察から家庭裁判所に送致され少年法により保護処分（在宅指導や少年院への入所等）が行われます。

18歳未満のぐ犯行為は児童福祉法と少年法、いずれにおいても処遇（在宅指導や施設等への入所等）が行われます。

非行の原因としては、知的能力による判断力の欠如、意志薄弱や情緒不安定等の性格的な偏り、家庭の指導力の欠如や地域環境の影響、非行の模倣や非行集団への憧れなど様々な原因が

考えられることから、関係機関からの助言を受け、学校や家庭と連携した対応が望まれます。

また、非行防止対策として、地域において環境を浄化する運動や家庭の指導力向上を図る家庭教育の推進、こども同士の交流行事や奉仕活動などを通じて、思いやりの心や豊かな感性、社会性を育む活動が推進されなくてはなりません。

主任児童委員は、これらの企画、参画等に積極的に取り組むことが望されます。

(4) 障がい等の相談

身体障がいや知的障がい等についての相談には、知的発達の遅れ、肢体（四肢と体幹）の機能障がい、視聴・言語の機能障がい、重度の知的障がいと重度の肢体の障がいの重複障がいをもつ重症心身障がい、虚弱児や小児喘息などの保健相談などがあり、原因についても先天的なものや後天的なものがあり、これらの原因を明確にすることが処遇上大切なことです。

障がい児の相談機関としては、市町村、児童相談所、県立こども療育センター、保健所等があります。

障がいの発生予防や障がいの早期発見については、保健所による未熟児等に対する訪問指導、市町村による妊産婦や乳幼児の保護者に対する指導や新生児に対する訪問指導、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等が実施されています。

身体に障がいのあるこどもに対しては、障がいの除去又は軽減を図る手術等の医療を給付する支援医療制度（育成医療）、重症心身障がい児の医療費の助成や児童相談所による訪問指導、身体機能の障がいを補う車いす等のほか、こども療育センターによる機能回復訓練などが実施されています。

また、福祉型障害児入所施設や医療型障害児入所施設の利用に係る支給決定は児童相談所において、通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）の利用に係る支給決定は市町村において行われているほか、特別児童扶養手当の給付も行われています。

障がい等の相談があった場合、早期発見、早期治療と各種制度を有効に活用することが大切であることから、相談の内容に応じて関係機関を紹介するとともに、各種制度について助言することが望されます。

2 児童に関する県内の相談機関等

(1) 相談機関一覧

(令和7年4月1日時点)

機 関 名	相 談 内 容	連 絡 先 等
児童相談所全国共通ダイヤル	児童虐待や子育てなど子どもに関する相談	毎日 24時間 189
児童相談所	・養護、非行、不登校相談 ・知的・身体障がい児相談 ・児童福祉施設入所相談 ・里親・里子相談など児童福祉全般の相談	月～金 8:30～17:15 中央児童相談所 (0985) 26-1551 都城児童相談所 (0986) 22-4294 延岡児童相談所 (0982) 35-1700
こども家庭支援センター 「つぼみ」	こどもの養育に関する相談	毎日 8:00～21:00 (0985) 78-3737
児童家庭支援センター 「ゆうりん」		毎日 8:00～18:00 (0986) 45-2140
ふれあいコール (各教育事務所)	いじめ、不登校、家庭教育、 発達等に関すること	教育研修センター (0985) 38-7654 (0985) 31-5562 平日 8:30～21:00
24時間子どもSOSダイアル	いじめ、不登校など学校教育の 悩み全般	毎日 24時間 0120-0-78310
子ども・若者総合相談センター 「わかば」	ひきこもり、不登校、ニートなど 子ども・若者に関する相談	月～水、土・日 10:00～17:00 (0985) 41-7830
子どもの人権110番 (宮崎地方法務局)	いじめ、体罰など子どもの人権 全般の相談	月～金 8:30～17:15 (0120-007-110)
こころの電話 (県精神保健福祉センター)	心の悩み、性格行動等の精神保 健全般の相談	月～金 9:00～19:00 (0985) 32-5566
障がい者110番 (県障害者社会参加推進センター)	障がい者・児の日常生活や権利 擁護等に関する相談	月～金 9:00～17:00 (0985) 26-3040
県身体障害者相談センター	身体障がいに関する様々な相談	月～金 8:30～17:15 (0985) 29-2556
ヤングテレフォン (各警察署)	・非行、家出、交友関係、 いじめ等の相談 ・防犯相談 ・家出人相談	24時間 (本部は土日祝祭日及び12/29～ 1/3までを除く 8:30～17:15) 本部(0985) 23-7867 宮崎北(0985) 28-7874 宮崎南(0985) 51-7373 日南(0987) 23-0399 串間(0987) 72-5552 都城(0986) 23-7874 小林(0984) 22-3741 えびの(0984) 33-5552 高岡(0985) 82-3749 西都(0983) 42-1110 高鍋(0983) 23-3741 日向(0982) 53-6860 延岡(0982) 21-7874 高千穂(0982) 72-6220

宮崎少年鑑別所 (思春期ひむか相談室)	非行・家庭・学校・交友相談	月～金 9:00～17:00 (0985) 22-7830
宮崎保護観察所 (宮崎地方局合同庁舎3階)	非行相談	月～金 9:00～17:00 (0985) 24-4345
家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・家事(離婚、親権、財産等) ・調停・審判手続等 ・非行相談 	月～金 8:30～17:00 宮崎地方裁判所 (0985) 23-2261 宮崎家庭裁判所 都城支部 (0986) 23-4131 宮崎家庭裁判所 延岡支部 (0982) 32-3291 宮崎家庭裁判所 日南支部 (0987) 25-1188
福祉こどもセンター等 ①母子・父子自立支援員 ②社会福祉主事	<ul style="list-style-type: none"> ①母子福祉資金貸付等母子家庭等の生活全般の相談 ②生活困窮等生活全般 	月～金 9:00～16:00 中央福祉こどもセンター (0985) 26-1551 南部福祉こどもセンター (0986) 23-4520 児湯福祉事務所 (0983) 22-1404 北部福祉こどもセンター (0982) 35-1700 西臼杵支庁福祉課 (0982) 72-2193
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもについての相談 (小児慢性特定疾病など) ・こころの相談 (うつ・アルコール依存症薬物など) ・感染症の相談 (結核・エイズなど) ・難病の相談 (特定疾患・骨髄バンクなど) ・生活習慣病についての相談 (がん・たばこの害など) ・不妊専門相談「ウイング」 (不妊に関する専門相談) ・女性専門相談「スマイル」 (女性の健康に関する専門相談) 	月～金 8:30～17:15 中 央(0985) 28-2111 日 南(0987) 23-3141 都 城(0986) 23-4504 小 林(0984) 23-3118 高 鍋(0983) 22-1330 日 向(0982) 52-5101 延 岡(0982) 33-5373 高千穂(0982) 72-2168 宮崎市(0985) 29-5281 専用電話 (0985) 22-1018 毎週 月～金 ※相談時間 9:30～15:30
		専用電話 (0985) 28-2668 毎週 月～金 ※相談時間 9:30～15:30

女性相談支援センター	女性の保護（DV、生活困窮、性被害等）相談	面接相談 月～金 9:00～18:00 (年末年始、祝日除く) 電話相談 月～金 9:00～20:30 土・日 9:00～15:00 (年末年始、祝日除く) (0985) 22-3858
発達障害者支援センター	・相談支援 ・発達支援 ・就労支援 ・普及啓発・研修	月～金 9:00～17:00 中央発達障害者支援センター (0985) 85-7660 都城発達障害者支援センター (0986) 22-2633 延岡発達障害者支援センター (0982) 23-8560
医療的ケア児支援センター	医療的ケア児に関する様々な相談	月～金 9:30～16:00 (年末年始、祝日除く) (0985) 85-6526
里親支援センター 「里親支援センターみやざき」	・里親に関する相談・援助 ・普及啓発・研修等	月～金 10:00～18:00 (年末年始、祝日除く) (0985) 20-1220

(2) こども食堂

こども食堂は、貧困の状況にあるこどもだけが集まる場所ではなく、世代にかかわらず、気軽に集まることができる地域の居場所となっています。

このような地域での居場所を増やすことにより、支援を必要としているこどもたちに気づき、必要な支援窓口に繋がる可能性が高くなることが期待されます。

県内のかども食堂は以下のとおりです。（※公開可能なこども食堂を掲載）

(令和7年4月1日現在)

市町村名	名称	場所	日時
1 宮崎市	東大宮こども食堂	東大宮地域内	不定期
2 宮崎市	カフェさくらんぼ	宮崎市生目台東4丁目6-1 (カリヨンプラザ内)	毎週土曜日
3 宮崎市	大宮子ども食堂えがお	大宮小学校	毎月第4土曜日
4 宮崎市	大塚台こどもの日「子ども食堂」	宮崎市大塚台西2丁目19-1 (大塚台地域福祉コミュニティセンター内)	夏休み
5 宮崎市	うり・くら食堂	宮崎市大字瓜生野3909-39 (宮崎市ふるさと農産物加工センター)	毎月第4土曜日
6 宮崎市	ひまわり食堂	宮崎市太田3丁目139-1 (太田自治公民館)	毎月第4土曜日
7 宮崎市	地域食堂うみさちやまさち	宮崎市青島4丁目6-16 (ドルフィン青島研修所)	毎月第3回水曜日
8 宮崎市	ふれあい食堂	宮崎市佐土原町下田島12075-1 (梅野地区学習館)	毎月第2土曜日
9 宮崎市	ほっこり食堂	宮崎市清武町船引317-1 (西新町自治公民館)	毎月第3土曜日
10 宮崎市	住吉ひなたの会	住吉公民館 花ヶ島団地集会場	偶数月第1土曜日
11 宮崎市	WAKUWAKU 夢広場ふれあい食堂	宮崎市田野町乙9510-1	毎月第4土曜日
12 宮崎市	おひさまきつちん	宮崎市まなび野1-13-1 (まなび野コミュニティセンター)	毎月第3日曜日

13	宮崎市	子ども食堂ゆうゆうくらぶ	橋通東4丁目5-27	毎月第2土曜日
14	宮崎市	たんぽぽハウス本郷	宮崎市郡司分甲2229-3 (下南方自治公民館)	毎月祝日の日
15	宮崎市	cafe banbanhey 的キッズレスキー	宮崎市柳丸町43-19	営業時間中 (事前予約制)
16	宮崎市	おどみんなのしょくどう	小戸小学校 (大工1丁目5番43号)	毎月第3土曜日
17	宮崎市	TANO 子ども食堂	宮崎市田野町甲2823番地3 (田野児童センター内)	不定期
18	宮崎市	みどり食堂	宮崎市大字赤江1485-1 (緑ヶ丘自治公民館)	毎月第3水曜日
19	宮崎市	わがや	宮崎市佐土原町下那珂791-5 (助産院わがや)	毎月第3水曜日
20	宮崎市	じんぐうのもり子ども食堂	宮崎市矢の先町78-1	毎月第3土曜日
21	宮崎市	りすのおうち「グリーンベース」	宮崎市吉村町218-23	毎週土曜日
22	宮崎市	久津良きずなこども食堂	宮崎市高岡町内山2877 (高岡福祉保健センター・穆園館)	毎月第4土曜日
23	宮崎市	ニシタチ子ども食堂	一番街通りアーケード	毎月第4月土曜日
24	宮崎市	跡江わんぱく食堂	宮崎市大字跡江2203 (跡江公民館)	毎月第4土曜日
25	宮崎市	元気っ子会	宮崎市和知川原1丁目74 (和知川原公民館)	毎月第4日曜日
26	宮崎市	なかつせ寄合所	宮崎市中津瀬町85 (サークル中津瀬)	不定期
27	宮崎市	みらい元気の家	宮崎市佐土原町下田島20290-1	不定期
28	宮崎市	こどもレストランひまわり	宮崎市橋通西1-4-14 加田屋ビル1階 (洋食居酒屋 くら)	毎月第2・第4土曜日
29	宮崎市	もこもこ親子カフェ	宮崎市田野町乙10905-38	毎月第1土曜日
30	宮崎市	江平こども食堂	宮崎市駅東3丁目6番7号 (パレット)	毎月第1土曜日
31	宮崎市	栄町みんなのカフェテラス	宮崎市別府町5-18 (栄町街区公園)	毎月第3土曜日
32	宮崎市	○(まる)食堂	宮崎市池内町榎迫423-2	毎月第1日曜日
33	宮崎市	はるみや子供食堂レザン	宮崎市高千穂通1-3-29 (天理教治宮分教会)	毎月第2土曜日
34	宮崎市	ゆめカフェ	宮崎市郡司分甲5231-3 (COICH CAFÉ)	毎月第2木曜日
35	宮崎市	南区自治会子ども食堂	宮崎市大塚町地蔵田4672-2 (大塚町南区自治公民館)	毎月1回不定期
36	宮崎市	子ども食堂たんぽぽ	宮崎市西池町2-39	毎月第2土曜日
37	宮崎市	なごみ食堂	宮崎市恒久4丁目14 (津屋原公民館)	毎月第4土曜日
38	宮崎市	ミナクル食堂	宮崎市吉村町江田原甲208-2	毎月第2土曜日
39	宮崎市	ブチ・コパン シングルマザー子ども食堂	宮崎市錦町5-13 グラート錦町店2階 (まちの居場所「たいよう」)	毎月2回不定期
40	宮崎市	こどもカフェレンズモア	宮崎市大字恒久5099-1	毎月第3水曜日
41	宮崎市	ひまわりの家	宮崎市祇園2丁目35番地	毎月第3金曜日
42	宮崎市	CAFE MOI	宮崎市神宮東1-2-42 (宮崎県立東高等学校内)	毎月2回水曜日
43	宮崎市	エデュコキッチン	宮崎市大淀4丁目5-25 宮崎南駅前ビルD棟1F	毎月第4金曜日
44	宮崎市	ぽかぽか食堂	宮崎市南花ヶ島町336-1 第7常盤ビル101 (居酒屋やまと)	毎月第3日曜日
45	宮崎市	子ども食堂にし飯	宮崎市中村東1丁目5-16 丸金ビル2F	毎月第3日曜日
46	宮崎市	ロバさんこども食堂	宮崎市学園木花台南3丁目18 (学園木花台自治公民館)	毎月最終土曜日
47	宮崎市	Ottene	宮崎市吉村町曾師前甲3166	毎週月～土曜日
48	都城市	みらい創造舎 朝市・子ども食堂	都城市都原町11-5	年4回(5月、10月、12月、3月)
49	都城市	ばあばのお勝手	都城市高城町石山1509-9	第3日曜日 11:30～(要予約40食)
50	都城市	むたまちこども食堂	都城市牟田町19-13 吉左右ビル1F 樹の恵	第1土曜日 11:00～(40食)

51	都城市	おひさま広場	都城市都原町 37 - 2	第3日曜日 11:00～13:00（要予約）
52	都城市	じゅうじ屋	都城市五十町 2283 - 7 中尾自治公民館	第4日曜日 11:30～15:00
53	都城市	paso a paso	都城市下長飯町 581-4	第2土曜日 18:00（要予約）
54	都城市	特定非営利活動法人らしく	①都城市内を巡回 ②都城市都島町 3594-2	①不定期 ②第3水曜日（要予約）
55	都城市	地域食堂 まる	都城市太郎坊町 1638	第2土曜日 11:00～（要予約40食）
56	延岡市	こども食堂のべおか 今山	延岡市山下町 1 丁目 6-1-3	第1～3、5金曜日 17時～ 第4土曜日 11時～ 毎週火曜日 12時～
57	延岡市	子ども食堂 土曜給食 オープencafe	保育施設うちのん (延岡市桜小路 344-1)	第1土曜日 11時30分～13時30分
58	延岡市	とどろ食堂	一ヶ岡コミュニティセンター (延岡市南一ヶ岡 2 丁目 17-1-3)	第2・4土曜日
59	延岡市	子ども食堂 恒富	延岡市古城町 1 丁目 3-14	第4土曜日
60	延岡市	ふれあい食堂にこにこ キッチン	南方東コミュニティセンター (延岡市西階町 1 丁目 4183-1)	主に第4土曜日 11時30分～14時
61	延岡市	みんなの食堂 牧	牧公民館 (延岡市牧町 4417 番地)	第3土曜日
62	延岡市	子ども食堂 桜ヶ丘	桜ヶ丘B地区集会所 (延岡市桜ヶ丘 3 丁目 6990-2)	第1土曜日
63	延岡市	こども食堂 もも太郎	延岡市中央通 3 丁目 4-3	毎週日曜日
64	日南市	日南こども食堂	九州電力日南営業所 (日南市中央通 1-8-8)	第4土曜日
65	日南市	黒木屋こども食堂	黒木屋宮崎日南 (日南市上平野 2-4-5)	第2日曜日（祝祭日の場合は月曜日）
66	小林市	みんなの子育て広場	小林市社会福祉協議会 (小林市細野 367-1)	第4土曜日
67	小林市	えがお食堂	地域交流の家えがお (小林市堤 2913-18)	第3土曜日
68	小林市	ふれあい交流食堂元気 De 莊	高齢者ケアセンター きりしまの園 (小林市野尻町三ヶ野山 4336-74)	第2土曜日
69	小林市	にっこばふれあい食堂	西小林公民館 (小林市南西方 5942-33)	偶数月第1土曜
70	小林市	すきすき食堂	須木総合ふるさとセンター (小林市須木中原 1741-1)	偶数月
71	小林市	こども給食室	小林市細野 1617-12 (HUG別館／コインルーム 1 F)	毎月第2土曜日 10:00～13:00
72	日向市	子ども食堂 ひゅうが絆	大王谷コミュニティセンター (日向市亀崎東 4 丁目 10)	第2土曜日
73	日向市	よろこび食堂	日向市美々津	2か月に1回土曜日
74	日向市	コパン屋のこども食堂	日向市原町 (コパン屋)	第3土曜日
75	日向市	鉢島こども食堂	日向市細島 (らーめん鉢島)	第4水曜日
76	日向市	地域食堂「お結び」	日向市財光寺	第2土曜日
77	串間市	社協キッチン	道の駅くしま市民健康交流館 (串間市大字西方 5503 番地 1)	第3木曜日 17:00～
78	串間市	串間コミュニティ食堂	①串間市農村環境改善センター (串間市大字北方 4 1 7 7 番地 1) ②道の駅くしま市民健康交流館 (串間市大字西方 5 5 0 3 番地 1)	①第2水曜日 ②第4水曜日
79	西都市	みんなでパクパクこども食堂	西都市児童館(西都市下妻 4)	毎月第2・4土曜日
80	西都市	キッズカフェ	西都市妻町 2 丁目 53 番地 5	春・夏休み期間中 週2回程度
81	えびの市	カレーの日	総合福祉センター (えびの市大字栗下 67 番地)	毎月1回土曜日
82	えびの市	寺子屋ランチ	真幸コミュニティセンター (えびの市大字向江 798 番地)	第3土曜日

83	えびの市	飯野っ子スマイル食堂	飯野コミュニティセンター (えびの市大字原田 112 番地 11)	不定期 (年3回予定)
84	三股町	りんりん食堂	光明寺 (三股町樺山 2767)	第1・3 土曜日 12:00~13:30
85	三股町	よる学校給食センター	ひかりの森こども園ビオトープ (三股町樺山)	毎月第1月曜日 毎週火曜日 18:30~20:00
86	三股町	ぞうさん食堂	和風レストランまさる (三股町大字樺山 4724-9)	毎月第2土曜日 11:30~13:00
87	国富町	まんぶく食堂	萬福寺	月1回
88	国富町	あつたかごはん	地域の集会施設等	月1回
89	国富町	おうちごはんりく	国富町大字三名 1135-7	第3土曜日
90	綾町	綾スマイルカレー	地区の公民館	毎月第4水曜日
91	綾町	綾町こだわりのこども食堂	横町憩苑	毎月第2日曜日
92	綾町	シルバー人材センター こども食堂	綾町シルバー人材センター	不定期
93	高鍋町	コラボ食堂	高鍋町大字南高鍋 553 番地 1	第4土曜日 11:30~
94	高鍋町	蚊口ふれあい食堂	高鍋町蚊口浦	第2土曜日 11:30~
95	高鍋町	珈琲屋の無料こどもレストラン	高鍋町北高鍋	2か月に1回 不定期
96	高鍋町	なでしこレストラン	高鍋町持田	おやつ食堂/第2・4 水曜日 ごはん食堂/月1回程度
97	高鍋町	TSUTAYA たかなべ食堂	高鍋町北高鍋	2か月に1回 不定期
98	高鍋町	にこっとごはん	高鍋町北高鍋 3390	2か月に1回 不定期
99	高鍋町	おやつでピクニック	高鍋町蚊口浦 6259-1	2か月に1回 不定期
100	高鍋町	せいごろう食堂	高鍋町高鍋町 598-4	第4土曜日 11:30~
101	高鍋町	そよかぜレストラン	高鍋町持田団地 3177	2か月に1回 不定期
102	新富町	みんなの居場所こぶた のおうち「子ども食堂」	新富町大字三納代 2279	金曜日 16:30~17:30
103	新富町	新富町ひまわり会	新富町富田二丁目 42	毎月1回土曜日
104	川南町	子ども食堂「もこもこの木」	川南町大字川南 22960-1 (菜々家弁当内)	第1・3日曜日
105	都農町	れんげ食堂	都農町社会福祉協議会 (都農町大字川北 4910)	毎月第2土曜日 (変更あり)
106	都農町	こどもカフェ	みなと児童館 (都農町大字川北 3741)	第3土曜日 (変更あり)
107	門川町	子ども食堂 草っこひろ ば	庵川西公民館 (門川町須賀崎 1-53)	毎月1回 第3もしくは第4土曜 日)
108	高千穂町	まんまるカフェ	高千穂町内	不定期
109	高千穂町	ふれあいこども食堂	そば処天庵 (高千穂町三田井 1180-25)	不定期

3 児童相談所の機能

(1) 児童相談所の任務・機能

従来、児童相談所はあらゆる児童家庭相談について対応することとされていましたが、児童虐待相談件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみで受け止めることは困難となっていました。

こうした状況を踏まえ、平成16年改正児童福祉法により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明記されました。

児童相談所は、児童家庭相談に関して、住民に最も身近な相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図りつつ、次の機能を十分に発揮、活用することが求められています。

ア 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

イ 相談機能

こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じてこどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用して一貫したこどもの援助を行う機能

ウ 一時保護機能

相談内容によっては、こどもの行動や性格をより詳しく観察したり、短期の指導を行ったりする必要があります。このため、児童相談所にはこどもを一時的に預かる一時保護所が併設されています。

一時保護に当たっては、原則として保護者とこどもの承諾や学校の了解を得て、保護期間を設定することとなります。家出や保護者の虐待など児童の福祉を害する状況があると認められる場合、保護者やこどもの同意なしで一時保護することもあります。

保護期間中は、学科の勉強やレクリエーション、問題行動についてのカウンセリングなどこどもに応じた日課が設定され、学校は出席扱いとなり、保護期間中の食事代等は一切無料となります。

エ 指導・措置機能

相談のあったケースについては、主として次のような指導・措置を行います。

① 在宅指導等

a 助言指導

1回ないしは数回にわたって、助言、指示等を行う指導です。

b 継続指導

複雑困難な問題を抱える児童、保護者等を児童相談所に通所又は家庭訪問する等の方法により、継続的にカウンセリング等を行うことによる指導です。

- c 他機関斡旋
保健所や医療機関など他の専門機関での指導を斡旋します。
 - d 児童福祉司指導
複雑困難な家庭環境等に起因する問題を有する子ども等、処遇に専門的な知識や技術を要するケースに対して、継続的に児童福祉司が家庭や学校訪問等を行う指導です。
 - e 児童委員指導
子どもの問題が主として家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整や生活保護・各種手当等の経済的援助により解決できるケースの子どもを児童委員に委託して行う指導です。
 - f 市町村指導
子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、市町村（子ども家庭センター）において、支援対象家庭に対するサポートプランを作成し、同プランに基づく家庭支援事業等の支援を日常的に行うことにより、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対して、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村（子ども家庭センター）に委託し、市町村（子ども家庭センター）が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う指導です。
 - g 児童家庭支援センター指導
施設入所までは要しないが要保護性がある子ども、施設を退所後間もない子どもなど、継続的な指導措置が必要であるとされた子ども及びその家庭について、指導措置を受託して行う指導です。
 - h 指導の委託
その他、当該指導を適切に行うことができる者として指導委託することができます。
- ② 里親等委託及び児童福祉施設等入所措置
- ファミリーホームや里親等委託、児童福祉施設（乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・心身障害児施設等）、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム等）への入所措置により指導を行います。
- 里親等委託や施設入所においては、基本的に親権者の同意が必要となります。ただし、子どもにとって不適切な養育環境等が確認された場合は、親権者の同意を得られずとも、家庭裁判所の判断で施設入所等させることができます。
- ③ 訓戒・誓約措置
- 訓戒、誓約措置は子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行います。

(2) 設置場所と管轄

- ア 中央児童相談所 宮崎市霧島1丁目1番2号 電話(0985)26-1551
(中央福祉こどもセンター) 〈管轄〉 宮崎市 日南市 西都市 東諸県郡 児湯郡
- イ 都城児童相談所 都城市年見町14-1-1 電話(0986)22-4294
(南部福祉こどもセンター) 〈管轄〉 都城市 小林市 串間市 えびの市
北諸県郡 西諸県郡
- ウ 延岡児童相談所 延岡市大貫町1-2845 電話(0982)35-1700
(北部福祉こどもセンター) 〈管轄〉 延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡